

令和4年9月14日

図書館友の会全国連絡会 御中

総務省

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和4年9月7日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1

指定管理者制度は、地方自治体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに、条例の定めるところにより、当該地方自治体が指定する法人その他の団体に、当該公の施設の管理を行わせるものであり、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的とした制度です。公の施設に指定管理者制度を導入するかどうかは、公の施設の設置の目的や、住民ニーズや個別の業務の性質等各団体が置かれている状況を踏まえ、地方公共団体において議論していただいた上で、地域の実情に応じて、適切な手法を選択していただきたいと考えております。

○ 要望事項2

公立図書館の運営に要する経費については、地方交付税措置を講じております。

ご要望いただきました公立図書館における読書バリアフリー法への対応やデジタル化に向けた環境整備については、まずは、公立図書館を所管している文部科学省において、検討いただく必要があるものと考えております。

総務省としては、所管省庁のご検討の結果をよく伺ってまいります。

以上